

「村岡新駅周辺の交通のあり方検討業務委託」に係る事業者選考会審査要領

1 目的

この要領は、「村岡新駅周辺の交通のあり方検討業務委託」に係る事業者選考会の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

2 選考会開催日

2023年（令和5年）8月10日（木）（予定）

3 審査対象項目

別紙採点表のとおり

4 審査の流れ

審査は、書類審査とプレゼンテーションの採点結果の合計とし、次のとおりとする。

評価項目		評点		摘要
		1人あたり	合計	
書類審査		——	60点	事務局審査
価格評価		——	100点	事務局審査
プレゼンテーション 審査（選考委員 6名）	技術提案に対する基本的な考え方と方針	40点	240点	
	特定テーマに関連した技術提案力	60点	360点	
	その他提案	15点	90点	
	プレゼンテーション審査 合計	115点	690点	
合計		——	850点	

- (1) 事務局において事前に書類審査を行い、参加資格が適当と認められた事業者を事業者選考会の審査対象とする。
- (2) 書類審査及び価格評価は、プレゼンテーションに先立って、事務局で行う。
- (3) プレゼンテーションは、審査委員が、提案者からのプレゼンテーション内容及び審査委員による討論を踏まえ、最終的な採点を行う。なお、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み1事業者30分以内とする。
- (4) 全ての審査及び採点を終了の後、提案審査基準に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

5 審査方法及び選出基準

- (1) 各委員がそれぞれ評価項目を評価し、採点表に点数を記入する。

- (2) 経歴、実績等についての評価は、あらかじめ事務局により採点を記入する。
- (3) 選考委員全員の評点の合計で最高点を得た事業者を選定し、併せて次点事業者も選定する。
- (4) 同点が複数の場合は同点各社の評価項目のうちプレゼンテーションの得点を優先し選定する。プレゼンテーションの得点も同数だった場合、内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。
- (5) 選考委員が欠席した場合には、出席した委員の平均点を加算する。
- (6) 次の条件に該当する場合、参加資格の条件を満たしている場合であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の対象としない。

- ・審査項目による「提案内容の的確性」及び「特定テーマに関連した技術提案力」の各委員の合計点が、420点満点中210点未満であった。
(評価基準が平均普通以下)

6 審査結果及び問い合わせ

- (1) 審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知する。
- (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の会社名は藤沢市のホームページに掲載する。
- (3) 審査結果の問い合わせについては、審査結果の文書を発送した日の翌日から7日間（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）を期限とし、問い合わせのあった当該事業者の得点のみ回答する。

以 上